

ふくおか県央環境広域施設組合条例第12号

ふくおか県央環境広域施設組合職員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、ふくおか県央環境広域施設組合に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、議会、組合長、監査委員の各機関に勤務する一般職に属する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、30人とする。

2 前項に規定する職員の定数には、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項及び第28条の6第1項に規定する再任用職員を含むものとする。

(定数外の職員)

第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- (1) 併任又は休職を命ぜられた職員
- (2) 派遣を命ぜられた職員
- (3) 組合が給料を負担しない職員

2 前項に掲げる職員が復職又は復帰した場合において、職員数が前条第1項に規定する職員の定数を超えることとなるときは、その超えることとなる職員については、1年を超えない期間に限り、定数外に置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。